

令和5年9月定例会

県土整備委員会説明資料（その2）

企 業 局

目 次

I 提出予定案件	3
1 令和4年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
2 令和4年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
3 令和4年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
4 令和4年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
5 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について	4

I 提出予定案件

1 令和4年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和4年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

2 令和4年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和4年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

3 令和4年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和4年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

4 令和4年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和4年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

5 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

資金不足比率審査意見書

第1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第2 審査の対象

令和4年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

今後も経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令 和 4 年 度 資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
徳 島 県 港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	— %	2 0 %
徳 島 県 病 院 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 電 気 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 土 地 造 成 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 駐 車 場 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	2 0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。